

平成 23 年 9 月 14 日

内閣府行政刷新会議事務局
職員の声担当室 御中

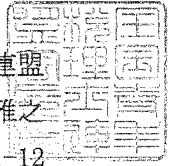
全国青年税理士連盟

会長 市木 雅之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号室

電話 03-3354-4162



「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第 2 版）」に関する意見

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。当連盟は納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）において、国税の不服申立手続の見直しについては、行政救済制度検討チームの方向性を踏まえて検討を行う必要があるとしていることから、当連盟は、以下の通り国税不服審査制度について意見します。

○ 該当箇所

I 行政不服審査法の改革

(5) 不服申し立ての構造の整理（異議申し立ての廃止等）

○ 意見内容

国税に関して、単純に異議申し立てを廃止し審査請求に一元化するのではなく、現行の異議申し立て、審査請求を経た後でなければ提訴できないという「不服申立前置主義の強制」を廃止し、納税者の選択性とすべきである。

○ 理由

国税通則法においては、青色申告に係る更正処分に不服がある場合等以外は、原則として処分庁に対する異議申し立てと国税不服審判所に対する審査請求の二段階の不服申立てを経た後でなければ提訴できないという二重の前置主義が採用されている。しかし、この二重の前置主義は、元々不服申し立てに期待していない納税者に対しては過度な負担を強いているといえ、納税者の利便性の観点から見直す必要がある。他方、現行の異議申し立て制度が納税者の権利救済の手段として一定の機能を果たしているという面は無視できず、単純に異議申し立てを廃止することには問題がある。よって、納税者の判断により、異議申し立て・審査請求・訴訟のいずれの権利救済制度でも選択できる制度とすべきである。

なお、旧法案において規定されていた再調査請求やこの論点整理における略式裁決（仮称）を審査請求の前置とする必要性は全く存しない。

以上